

精華町手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション
手段の利用の促進に関する条例(案)
パブリックコメントの意見と対応

【実施概要】

広く町民から意見を聴取し、計画に反映させるために意見募集を実施しました。

期間:令和7年11月18日～令和7年12月17日

場所:ホームページ及び以下の施設

精華町役場内:社会福祉課、企画調整課

関係施設等:消防本部、上下水道事務所、人権センター、コミュニティーホール、町立図書館、むくのきセンター、かしのき苑

意見数33件(4名)

条	意見要旨等	意見に対する町の考え方
①		
第2条3号	対象者の定義 手話施策推進法では、対象者を限定していない。このことを、この条例でも前提にすべき。	条例では、障害の定義について障害者基本法第2条第1号と同様にしておりませんが、障害の有無に関わらず全ての人を対象としています。
②		
第2条3号	町条例案の前文修正案(下から2行目)では、「全ての住民が障害の有無にかかわらず」と全住民対象と解釈できる。一方、2条3号の「障害のある人」の定義では、医学モデルと思われる「機能障害がある」ことを前提とし、かつ社会的障壁がある人(しかも「継続的」とさらに限定)となっている。これは、限定過ぎる。後段の「社会的障壁」は社会モデルと解釈できるが、前段で医学モデルを前提としてしまっているため、「医学モデルに該当かつ 社会モデル」と解釈できてしまう。	条例では、障害の定義について障害者基本法第2条第1号と同様にしておりませんが、前文に記載しているとおおり、障害の有無に関わらず全ての人を対象としています。
③		
第2条3号	例えば、医学的な機能障害のない「場面緘黙症」や「吃音」、機能障害の程度が低い「軽度の難聴」などが除外される可能性が残る(これらが精神を含め何らかの障害手帳対象になることは認識しているが、相当程度であり「初期」「軽中度」などは対象にならない可能性が高い。逆に初期段階からコミュニケーション手段を習得しておくことが、本人の社会参加を促進する可能性が高い)。少	前文に記載しているとおおり、障害の有無に関わらず全ての人を対象としています。

	なくとも原案ではどうなるのか不明確だ。最低限「社会的不利」の範疇まで広げる解釈ができる条文をめざすべき。	
--	--	--

④

第2条3号	2条3号では、わざわざ「継続的」の文言がある。この「継続的」は削除すべき。理由は、「一時的」が対象外になる解釈が可能となるからである。例えば、声帯手術直後で声を出してはならない人、何らかのリハビリ中の人は「一時的で継続的ではない」ため除外されるリスクがある。しかし、それらの人たちも、コミュニケーション上の合理的配慮はされるべきだ。その他の意図がないならば「継続的に」は不要であり削除する。参考までに紹介すると、伊万里市条例には、継続的と併記で「断続的」の文言がある。	前文に記載しているとおおり、障害の有無に関わらず全ての人を対象としています。
-------	--	--

⑤

第2条3号	旅行者など一時的な滞在者も対象とすべき。美作市条例にはある。特に、町外居住のNET119登録者なども想定する必要がある。災害発生時の対応を想定した場合、精華町在住・在勤のみとは限らない。また、精華町は学研都市なので、研究目的・商談などで数時間・数日など短期的な滞在もあり、町のホスピタリティが求められる。	災害や緊急時に旅行者や滞在者の情報保障については重要な視点と考えております。貴重なご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
-------	--	---

⑥

第2条3号	対象者を無理無理定義しなくてもいいのではないかと考える。前文が述べているように「コミュニケーションで困っている全ての人」と解釈できる整理が望ましい。	前文に記載しているとおおり、障害の有無に関わらず全ての人を対象としています。
-------	--	--

⑦

第2条3号	障害のある人について。身体障害・難病その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する)と書かれていますが、障害を社会モデルで考えると、身体障害・難病その他の心身の機能の制約とし、同項の後段を障害及び社会的障壁(以下「障害」と総称する)により、継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるも	条例における障害のある人の定義については、障害者基本法第2条第1号に準拠しております。
-------	--	---

	のをいう、としてはどうかと思いました。	
--	---------------------	--

⑧

第2条3号	「継続的」の表現について、何をもちて継続的なのか基準がよく分からない。「継続的」を削除して欲しい。	条例における「障害のある人」の定義は、障害者基本法第2条第1号の定義に準拠したものとしております。
-------	---	---

⑨

第5条6条	手話施策推進法第10条に準拠した場合、「地域の役割」も視野に入れる必要がある。精華町が、地域単位で展開している施策は多い。特に、検討会でも議論となった「防災」や「地域コミュニティ」は、位置づけが必要となる。ある地域では、地域子ども会の構成メンバーが「地域の町立小学校に在籍している子ども」のみで、私学や府立・国立の学校に在籍している子どもが排除されていた例がある。今回の条例では、いわゆる特別支援学校に在籍する子どもが対象となるケースが想定される。地域には「多様な子どもがいる」ことを自覚するきっかけが必要だ。	条例第5条住民の役割に含まれるものと考えております。貴重なご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
-------	---	---

⑩

第6条	6条の修正案が出された。前進ではあるが、まだ欠けている視点として、障害ある人を「サービス受ける側」としか想定していないところがある。今後の「多様性ある社会」のデザインは、「障害ある人が、サービスを提供する側」でもあり得る想定が必要です。つまり、この条例案は「コミュニケーションという双方向性」を前提としており、前文にある「全ての人」を対象として想定することが求められる。聴覚障害者も、社会の工夫があれば、サービス提供側として地域社会の一員となれる希望を提供できる条文が求められる。	第6条については、事業者の役割を記載しており、障害のある人を雇用する事業者側である場合も想定されるものと考えております。
-----	--	--

⑪

第7条	<p>条例全体の構造に関して 条例制定後発自治体として、先行自治体の制定以降の政府や社会の動向を踏まえる必要がある。少なくとも、今年6月に制定された「手話施策推進法」を具体化したものである必要がある。最低限、手話施策推進法の条文で、主語が地方公共団体となっている条項は、いずれ具体化する必要に迫られるので、この際条例に含んでおくことが望ましい。この条例以外に、手話施策推進法を具体化する条例制定も技術的には可能だが、別建てにする特段の意味はなく、包含させることが望ましい。もし、別建て条例を想定しているなら、その旨を明確にしてほしい。</p>	<p>手話施策推進法第3条に示されている国及び地方公共団体の責務及び同法第6条から第18条に示されている施策につきましては、条例第7条の施策の推進に含まれているものと考えております。</p>
-----	--	---

⑫

第7条	<p>条例全体の構造に関して 2023年に制定された「こども基本法」の理念・規定に沿った条文が必要となる。条例案では、子ども分野の扱いが不明確であるので、具体化する。手話施策推進法第6条に準拠する。こども基本法の大きな理念である、「こどもの最善の利益優先」「発達段階に応じた意見表明権」「参画機会の保障」などを明記すること。こども基本法を具体化した精華町条例は、議会から求められているものの具体化していない。別建て条例も技術的には可能だが、この条例制定時には手話施策推進法の規定する範囲でも、明記する必要がある。</p>	<p>条例については、前文に示しているように子どもから高齢者に至るまで切れ目なく豊かなコミュニケーションが図られることを重要と示しており、すべての世代を対象としております。</p>
-----	---	--

⑬

第7条	<p>条例全体の構造に関して 手話施策推進法第7条に準拠した場合、教育分野も不明確である。山城地域で条例を先行させている自治体の条例制定後の成果は、この分野で顕著に表れている(11月30日開催の山城地域における手話言語条例の成果を学ぶ学習会などで報告されている。本町行政関係者も参加されている)。対象は、町立以外の教育機関や社会教育</p>	<p>教育分野については、学校教育だけではなく、生涯学習という社会教育の分野も包含するものと認識しております。 教育現場の環境整備については教育分野と連携してまいります。</p>
-----	---	--

	<p>分野も包含すべき。つまり、「町は」だけの主語では対象外となるため、必要な条項に挿入する。</p> <p>法の趣旨からいえば、「手話の獲得・習得」だけではなく、「手話による教育を受ける環境整備」まで視野に入れる必要がある。法は、学校現場の教員などが手話を習得することや聴覚障害を持つ子どもたちが学びやすい教材開発を求めている。</p>	
--	---	--

⑭

<p>第7条</p>	<p>手話施策推進法第11条に準拠した場合、手話習得支援を明確にする必要がある。山城地域の先行自治体条例の中には、「手話の獲得及び習得」を施策の柱としている自治体があり、成果を上げている。特に、成育歴の中で、手話をコミュニケーション手段とする集団に参加できないケース・中途失聴の難聴者などには、有効な社会参加の手段となる。近隣自治体では、難聴者の定期的な手話習得機会の提供により、同じ聴覚障害であるろうあ者との意思疎通がスムーズになり、人間関係が飛躍的に改善された前例がある。条例案7条には、これらを明確に示すと解釈できる条文がない。</p>	<p>手話に関する施策については、条例案第7条第1項第1号に記載しており、具体的な取組については、今後の検討課題としているため、貴重なご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
------------	---	---

⑮

<p>第7条</p>	<p>7条の各号からは、手話の普及つまり知ってもらうことは読み取れる。ただ、上記と対をなす事項でもあるが、「手話による情報発信」の概念が感じられない。華創など町の広報誌は、日本語文字などで表記されている。また、現在ボランティアの努力で、「音声版」や「点字版」などが作成される場合がある。しかし、これらはあくまでもボランティア活動に依拠したものに過ぎない。何らかの理由で活動が停止又は衰退すれば、日本語文字だけでは理解が不能又は理解がしにくい対象者に届かない。ゆえに、「手話による情報発信」(条例案の趣旨からは「多様なコミュニケーション手段による情報発信」)を明確にす</p>	<p>手話による情報発信については、様々な発信の仕方があると認識しております。可能な限り情報発信に努めます。</p>
------------	---	--

	る必要がある。	
--	---------	--

⑩

第7条	手話施策推進法第15条に準拠した場合、人材育成が求められる。条例案にも存在するものの、「活用・派遣」の観点が弱い。「育成」は過程の手段であり、「派遣・活用」して、条例のねらいが達成できる。	貴重なご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
-----	--	---------------------------------

⑪

第7条	科学技術の活用 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(2022年制定)の理念を、条例に反映させることが望まれる。この法律は、障害者のコミュニケーション分野の施策を推進するものであり、条例理念と一致する。	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(2022年制定)は、条例の前文に明記しており、デジタル技術の活用も含め推進してまいります。
-----	--	--

⑫

第7条	デジタル技術をはじめ、保存・活用分野では、期待される。後発条例としては、ぜひ盛り込みたい。原案では、ほぼなし。 地域の手話文化の保存・伝承・活用にとっても有益である。教育委員会が策定した、文化財保存活用計画に類似した発想が必要だ、有形文化ではないが、「方言」「伝統文化」同様の位置づけの検討が必要だと考える。 社会教育、特に図書館学の分野では、「地域文化の保存活用は、その自治体しかやらない」旨のセオリーがある。だから、多くの公共図書館が「郷土資料」コーナーを設けて、積極的な活動を展開している。その精神が必要だ。 もちろん、この条例にこだわらないので、前述の文化財・条例に位置づけてもいい。ここは、立法技術上の論点。教育委員会と協議の上、担当部署を明確にすることが必要だ。	貴重なご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
-----	--	---------------------------------

①9

<p>第7条第1項</p>	<p>町職員や関連機関職員の研修 町職員の研修を義務規定にする。</p>	<p>町職員や関連機関職員の研修について義務規定にする考えはございませんが、行政・住民、事業者が協働で施策を推進し、研修等の充実に努めます。</p>
---------------	--	--

②0

<p>第7条第1項</p>	<p>関係機関の職員研修を努力義務にする。社会福祉協議会・学校などを想定する。</p>	<p>関係機関の職員研修を努力義務にする考えはございませんが、行政・住民、事業者が協働で施策を推進し、研修等の充実に努めます。</p>
---------------	---	---

②1

<p>第7条第1項</p>	<p>・事業者や地域が研修を希望した場合、それを支援する規定を明記する。法的にも、民間事業者の義務規定(合理的配慮)となっているものの、例えば事業所単位で手話講座を企画する場合、講師役の選定に苦慮する場合が想定される。講師紹介などの支援も施策の1つとして明記することで、事業者も積極的に対応できるようになるのではないかと。 ・人材育成を指導する人材の育成(講師の育成)。日常的に手話を使う人がイコール「手話講師として優秀」とは限らない。また、研修・啓発の際にも、ポイントの整理や教授法・有効な教え方がある。講師陣の質的・量的確保も、この条例を推進するなら欠かせない。</p>	<p>第7条第1項第4号の施策を推進する際に参考にさせていただきます。</p>
---------------	---	---

②2

<p>第7条第1項第4号</p>	<p>自治体間連携 ・現在、相楽の手話通訳者会のメンバーは16人。ほぼ半数ずつで木津川市と精華町在住者である(東部3町村居住者もいる)。しかし、必ずしも居住地での手話通訳ニーズに対応できていない。木津川市のニーズを精華町の手話通訳者が対応することもあり、その逆もある。 ・人材確保である、「養成」「派遣」などは、連携して進めることが望ましい。これは、木津</p>	<p>相楽圏域における手話通訳者及び要約筆記者については、相楽聴覚言語障害センター一等と連携し人材確保に努めます。</p>
------------------	---	---

	<p>川市だけでなく、近隣自治体と相互規定にすることが必要だ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者は、全体的に高齢化傾向にある。自身の健康・家族介護などで、活動制約を受けつつあり、その意味からも協力連携体制を強化する必要がある。 ・自治体規模があまり大きくない場合は、このような広域的展開と協力関係を明確に位置付けておく必要がある。 	
--	--	--

⑳

<p>第7条第1項5号</p>	<p>消防分野では「ネット119」が実用化されている。健常者の「119番通報」に該当するものである。近い将来、消防指令業務の広域化が予定されており、対象者の命と財産を守るためにも必要な規定である。この説で言う技術とは、デジタル・ICTなどに限定したものではない。住民の「記憶」に留めることだけに依拠するのではなく、「記録」として適切な媒体・手法を講じることを意味している。</p>	<p>現在、音声による119番通報が困難な方のために携帯電話などのWEB機能を利用した緊急通報を受信できるネット119システムを導入しており、記録として適切に扱われているものと認識しております。</p>
-----------------	--	---

㉑

<p>第7条第2項</p>	<p>条例にそぐわない事象の発生・具体例の収集を盛り込む必要がある。実行者を罰することを目的としないが、情報収集は必要だ。それは、条例の目的がどの手度進捗しているのか、逆に進捗していないのかを検証する際の具体的な検討材料となる。施策の1つとして位置付ける。</p>	<p>ご指摘いただいた内容は、条例に盛り込む予定はございませんが、貴重なご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
---------------	--	--

㉒

<p>第7条第2項</p>	<p>条例案第7条第2項について、施策の見直しのタイミングが「必要に応じて」となっている。しかし、これは「定期的に」又は「1年度に1回以上」のような具体的な表記に修正する必要がある。前段で、当事者の意見を聞くことを義務化していることは評価できるが、条例案ではそれが空洞化するリスクがある。また、そのことにより、施策に必要な財政措置を「計画的」に進めることにつながる。</p>	<p>施策の見直しは、定期的に行うものではなく、必要に応じて行うものと認識しております。</p>
---------------	---	--

②6

<p>第7条2項</p>	<p>モニタリングを誰がするのか、その主体を明確にすることが望ましい。城陽市条例第7条では、明確に記載されている。また、モニタリングに参加するのは、当事者だけでなく、支援者・家族・関係機関など、幅広い構成とすることが望まれる。</p>	<p>条例第7条に、当事者、支援者、その他の関係者に意見を聞き、その進捗について検証すると定めています。また、進捗・検証については、精華町地域障害者自立支援協議会を想定しています。</p>
--------------	---	--

②7

<p>第7条2号</p>	<p>町は前項各号の規定する施策推進するに当たって、障害のある人及び障害特性に応じた多様なコミュニケーション支援者その他関係者の意見を聞き、その意見を反映するように努めなければならない。また、その進捗について検証し必要に応じて施策の見直しを行うものとする。</p> <p>もっと具体的な内容で明記して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策推進するに当たっては、関係者…等の意見を聞くと明記されていますが、どのような頻度でどの協議体で行われるのか具体的な明記がない。 ・その進捗についての検証・見直しについても「必要に応じて」と曖昧表現となっている。「定期的に」とか「1年に1度」とかどの協議体で見直すのか具体的に明記して欲しい。 <p>条例が出来ただけで形骸化させない為です。</p>	<p>施策の進捗管理の必要性は条例に示している通りです。また取り組み内容については今後設置される協議体(部会)により行う想定をしています。</p>
--------------	--	---

②8

<p>条例案にはなし</p>	<p>障害者計画などへの反映・整合性見直しの具体化</p> <p>自治体ごとに上位計画となる「障害者計画」などがある。場合によっては、介護保険計画や生涯学習計画、さらには総合計画などもその対象となる。</p> <p>条例の理念や施策が、それらの計画に反映させる義務規定を設ける。それらの計画との整合性を確保することを明文化する。</p> <p>手話施策推進法第4条でも謳われている。城陽市条例第5条第2項には、明記されている先例がある。</p>	<p>精華町第3次障害者基本計画の基本目標3「誰もが輝ける地域共生社会が実現できる」の取組に一部記載はありますが、次期計画の見直しの際には条例を踏まえた構成とします。</p> <p>条例の理念や施策については、様々な町計画や事業と関連すると認識しております。義務規定を設ける考えはございませんが、条例を踏まえた計画策定に努めます。</p>
----------------	--	---

29

<p>条例名称について</p>	<p>現在、パブコメと並行して「愛称募集」がされている。建物や車などに愛称をつけることは多々あるが、条例に愛称をつける前例は少ない。実際、愛称がついたとして、どの場面で活用しようとしているのか不明である。一層、条例名自体を「愛称」にしてもいいのではないかと考える。参考までに、これまで制定されてきた先行条例の「正式名称」で「〇〇市手話言語条例」的なダイレクトな名称以外の一例は、次の通り存在する。</p> <p>城陽市 手で輪を広げる城陽市手話言語条例</p> <p>久御山町 あたたかい手の言葉でつながる心久御山町手話言語条例</p> <p>八幡市 支えあう心でつながる八幡市手話言語コミュニケーション条例</p> <p>枚方市 手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例</p> <p>向日市 古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例</p> <p>栃木・小山市 手と心でつなぐ小山市手話言語条例</p> <p>兵庫・太子町 和のまち太子の手話言語条例</p> <p>福井・越前町 思いやり支え合いの心でつなぐ手話言語条例</p> <p>ただし、多くは手話言語単独条例である。イメージしやすく、発想しやすい。</p> <p>本町条例案のように、あらゆる障害のコミュニケーションを内容とする場合は、かえって困難となる。</p>	<p>検討委員会で、条例を1つにすることは、合意の上進めております。応募のあった愛称から、あらゆる障害のコミュニケーションを内容とするものを選定します。</p>
-----------------	--	--

30

<p>その他</p>	<p>今後検討すべきこととして、次のことが想定される。</p> <p>①奈良市条例のように、各分野を個々に明記する。</p> <p>②教育機関での子どもの権利をさらに整備する。</p> <p>③異議申し立て制度。救済制度の導入。</p>	<p>①奈良市は「手話言語条例」として制定されているため、各分野を個々に明記していますが本町においては、手話言語及び障害特性に応じた情報保障の2つの内容の条例としており、第7条の施策を推進する際に内容を参考にさせていただきます。</p> <p>②④第7条の施策を推進する際に参考にさ</p>
------------	--	---

	④アドボカシーの観点。	<p>せていただきます。</p> <p>③については、本町には障害者差別解消法における異議申し立て制度等の権限はございませんが、京都府と連携します。</p>
--	-------------	--

③①

町行政全体について	<p>条例案全体に関する 今回「多様なコミュニケーション」に関するパブリックコメントである。しかし、意見募集の要綱を見る限り、従来同様、「日本語」で「文字として書いて」、持参・メール・Faxで提出とされている。</p> <p>この条例案のねらいは、「障害の有無に関わらず、多様なコミュニケーション手段がバリアなく使える」ことだと認識している。</p> <p>その理解が正しいなら、「録音音声」「点字」「手話動画」などでの意見の出し方も検討すべきでなかったかと考える。</p> <p>私たちが、一般的に日本語以外の言語が苦手なのは、日常的かつ成育歴の中で使わなかったからだと推測する。つまり、日常的に日本語文字以外の言語で暮らしている住民にとっては、「日本語文字」は苦手となってもおかしくない。このことは、日本語を習得途上のこどもたちにも同様なことが言える。</p> <p>今後は、この条例のパブコメに限らず、町が実施する意見募集的な場面では、「多様なコミュニケーション手段」による募集に切り替える必要がある。</p> <p>また、ここでの「町」は、町長部局・教育委員会に限らず、議会や行政委員会、附属機関など幅広く解釈することが望まれる。関連する例規の改正など必要な措置を可及的速やかに講じられることを強く望む。</p> <p>中長期的には、社会福祉協議会など町施策の委託先も、同様な対応が展開されることが望ましい。</p>	<p>今後、条例制定され、内容を周知する際や施策を推進する際には、可能な限りいただいたご意見を参考に情報保障に努めます。</p>
-----------	--	--

③②

<p>その他</p>	<p>私は耳がきこえません。 耳がきこえない子ども、中途失聴者、その家族、近所の人達、学校や職場の仲間たちなどみんなが手話や要約筆記の技術を覚えて誰もが気軽におしゃべり、交流ができる、お互いに笑顔で支え合う社会となることを心から願います。 孤独、孤立した思いはもうしたくないです。</p>	<p>条例制定後は、障害の有無に関わらず全ての人の情報保障に努め、共生社会の実現を目指します。</p>
------------	--	---

③③

<p>その他</p>	<p>根本的な立てつけ・条例の分割 ①条例の構成に関して 条例案を読むと、手話言語条例であり、手話言語条例でないという中途半端さを感じる。それは、手話言語以外の要素を無理無理包含させようとするところにあると考える。また、手話以外の「障害特性に応じた多様なコミュニケーション」の内容があいまいすぎて、付け足し的に感じる。 ②条例の構成に関して それなら、「手話言語条例」と「障害特性に応じたコミュニケーション条例」の2本立てとする方が、すっきりする。今夏に京都で開催された、全国手話通訳問題研究会のサマーフォーラムでは、2本立て条例の例として、岡山県の新見市、美作市が紹介されていた。新見市は令和4年、美作市は令和2年の制定であり、内容的には要検討箇所もあるが、分かりやすい。もちろん、市の責務など重なる部分もある。 ③条例の構成に関して 第2案としては、1条例にこだわる場合、章立て条例にすることを検討されたい。つまり、総論的条項を第1章、手話に関する条項を第2章、その他の条項を第3章、モニタリング・見直し・予算措置など共通条項を第4章とするなど、「すみ分け」を図り、整理する方策だ。</p>	<p>検討委員会で、条例を1つにすることは、合意の上進めております。条例については2本立てのものとする予定はございませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>
------------	---	---